

# 入札心得

## 岸和田市

(目的)

第1条 この心得は、岸和田市が行う建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(指名の通知等)

第2条 岸和田市は前条の一般競争入札及び指名競争入札に付するときは、入札参加者に対し、入札日時、入札場所等必要な事項を記載した指名通知書等により通知を行わなければならない。

2前項の通知を受けた者は、図面、内訳明細書、仕様書等（以下「設計図書」という。）を自己の負担において複写しなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、岸和田市財務規則、地方公営企業法、同施行令、契約規程の各条項及びその他の関係法令並びにこの心得、入札要項、入札説明書等を遵守しなければならない。入札参加者は、これらに疑義があるときは、関係職員に説明を求められることができる。

2入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共工事等を推進するにふさわしい参加者としての態度を保持しなければならない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

2入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札参加資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者

(2) 入札日において、入札等除外措置を受けている者

(3) 入札日において、指名を取り消されている者

(4) 指名通知書を指定時刻までに取りに来なかった者

(5) 当該入札に関する現場説明に参加しなかった者

(6) 入札開始時刻に遅れた者

(7) 内訳明細書の提出を義務付けた入札について、積算をしなかった者又は内訳明細書（以下「積算書」という。）を提出しない者

(8) 入札時に、入札要項を持参しない者、又は記名押印を欠く入札要項を持参した者

(9) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者

(入札等)

第6条 入札参加者は、設計図書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

2入札参加者より提出された積算書は開札前も含め返却しないこととする。

3入札室への入室は、入札参加者又は入札参加者の代理人のどちらか1人とする。

4入札書は、入札時に岸和田市所定の用紙を交付する。

5入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

6入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7入札書は、楷書で丁寧に記入するものとし、金額については、算用数字を用い、その数字の直前に「¥」を記入しなければならない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札書を投函するまで、いつでも入札を辞退することができる。

2入札を辞退した者は、これを理由として一切の不利益な扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札箱に投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の中止等)

第9条 入札参加者が、不正な入札を行うおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

2前項に定めるもののほか、入札する者が1人となったときは、当該入札は中止することができる。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当し、入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 積算書と入札書の金額が一致しない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 鉛筆書きによる入札
- (8) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (9) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (10) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第11条 入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の110に相当する額（1円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。）が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。

ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(再度の入札)

第12条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。

2前項による再度の入札を行うに際し、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 第10条第1号若しくは第3号又は第8号から第11号までの規定により無効とされた入札をした者
- (2) 第10条第12号の規定に基づき無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不適当と認められる者
- (3) 最低制限価格を設けた入札の場合において、最低制限価格に達しない価格で入札をした者

(契約保証金等)

第13条 受注者は、請負金額の100分の10以上の契約保証金（現金、銀行保証小切手又は質権の設定された定期預金証書とする。）を納付しなければならない。ただし、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

2前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、請負金額の100分の10以上）を締結したとき。
- (2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（保証金額は、請負金額の100分の10以上）による保証を付したとき。

3契約保証金には、利子を付さない。

4契約保証金は、契約目的物の引渡し後に全額を還付する。

(契約書の提出)

第14条 落札者は、入札要項に定める契約締結期限あるいは仮契約締結期限までに、落札者が記名押印した契約書（議会の議決に付すべき契約であるときは、仮契約書）を契約担当者に提出しなければならない。

2落札者が前項に定める期日までに契約書あるいは仮契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第15条 岸和田市財務規則第108条の規定により、入札保証金の免除をされた者が、正当な理由がなく契約を締結しない時は、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(入札等除外措置)

第16条 落札者が契約までの間に、入札等除外措置を受けたときは、落札者としての権利を失う。

(誓約書の提出)

第17条 落札者は、契約書又は仮契約書の提出時に、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(異議の申立)

第18条 入札した者は、入札後、この心得、設計図書、入札要項の各条項及び現場等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。